

輸入燃料体に係る運用の明確化について（輸入燃料体検査申請する工事の扱い）

2019年12月25日に開催された原子力規制委員会資料3の別紙3「新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る法令等の規定の運用について（実用発電用原子炉施設関係）」（以下、「資料3別紙3」という。）に関する以下の内容について、内容を確認させていただきたい。

【資料3別紙3「2. 輸入燃料体の検査」】

○質問1：

「輸入燃料体検査の申請後に成形加工に着手し、施行日にまだ輸入されていない燃料体」というのは、現に申請されているものだけでなく、今後、新検査制度が施行される4月1日までに現行制度下で申請するものについても対象ということによいか。

○質問2：

本項の対象となる輸入燃料に関しては、設工認の認可前においても認可申請中の設計及び工事の計画に従って 使用前事業者検査を実施してよいと理解しているが問題ないか。

○質問3：

今後、輸入燃料体検査申請を行うものの、燃料製造完了が施行日以降となるものについては、補正申請（輸入燃料体検査申請Ⅱ）は不要であるとの理解によいか。

【資料3別紙3「3. 工事計画認可を受けずに行われている工事の取扱い」について】

○質問4：

設工認の申請は法令改正以降、すなわち2020年4月1日以降となるため、2020年3月31日までは申請がなされない。すなわち、今年度内に実施予定の工事、または、既に製造に着手している工事については「事業者が許可申請中の設計および工事の計画に従って実施する」ことができない。

このような場合は、今後事業者が申請予定の設計および工事の計画に従って実施すると解釈して問題ないか。

【その他；効率的な審査のお願いについて】

輸入燃料体検査を申請する場合、現行法令・ガイドに基づき審査を実施いただけると理解しておりますが、今後の設計及び工事の認可における審査、使用前確認等に、その審査頂いた内容を活用することで、効率的な審査を実施いただくよう、お願いいたします。

以上